

令和7年度 運営指導における主な指導事例（短期入所生活介護に関する事項）

1 人員基準

(1) 従業員の員数について

【事例】

栄養士又は管理栄養士を配置していることが確認できない。

- ア 1人以上（利用定員が40人を超えない事業所は、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることで当該事業所の効果的な運営が維持でき、利用者の処遇に支障がないときは置かないことができる）実情に応じた人員を配置してください。

2 運営基準

(1) 短期入所生活介護の取扱方針について

【事例】

身体的拘束等の適正化にかかる研修が実施されていない。

- ア 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に（年2回以上）実施する必要があります。

【事例】

「身体拘束等の適正化のための指針」に盛り込むべき項目に漏れがある。

- ア 指針には次のような項目を盛り込むこととする。
- ✓ 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
 - ✓ 身体的拘束等適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
 - ✓ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
 - ✓ 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針
 - ✓ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
 - ✓ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
 - ✓ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

(3) 短期入所生活介護計画の作成について

【事例】

居宅サービス計画の交付を受けており、アセスメントも行っていたが、短期入所生活介護計画を作成しないままサービスを提供している。

- ア 利用者の心身の状況及び居宅サービス計画等を踏まえた短期入所生活介護計画を作成し、当該計画書の内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得た上でサービスを提供してください。

3 介護報酬

(1) 個別機能訓練加算について

【事例】

個別機能訓練計画を作成する際に利用者の居宅を訪問していない。
また、多職種で共同して、個別機能訓練計画を作成していない。

- ア 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行ってください。
- イ 機能訓練指導員等（機能訓練指導員，看護職員，介護職員，生活相談員その他の職種の者）が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成する必要があるため、多職種が出席した会議で検討した内容の記録や計画書に共同作成者の確認印をもらう等、多職種が共同して作成していることが分かるようにしてください。